Business Partner office NEWS

法律相談Q＆A

ー　育児休業期間中の出向　ー

Q：　当社から関連会社へ数名を移籍出向させることになりましたが、その中に現在育児休業期間中の従業員を入れる必要が出てきました。育児休業中の従業員を移籍出向させた場合、引き続き育児休業給付を受給することはできますか？

A：　移籍出向の場合、出向元で雇用保険被保険者資格を喪失し、出向先で雇用保険被保険者資格を取得することになります。引き続き育児休業給付を受給する場合、下記の３点の確認が必要です。

①出向先の会社でも雇用保険に加入できる労働条件であること

②出向先の会社の育児休業に関する労使協定で「育児休業の申出を拒むことができる従業員」（雇用期間が１年未満など）でないこと

③出向の時点で子の年齢が１歳未満、かつ、出向元で分割取得をしていないこと

…被保険者資格の喪失後１日の空白もなく被保険者資格を取得した場合、出向元における育児休業と出向先における育児休業とを分割して取得（出向先で再取得）したものとして取り扱われます。分割取得が認められるのは１歳未満の子について２回ですので、出向元で既に分割取得していたり、子が１歳以上になっていたりする場合は出向先で育児休業給付を受けられません。

なお、手続については、出向元では、資格喪失届と離職までの育児休業給付支給申請書の提出が必要です。

一方、出向先では、資格取得届の他、育児休業の再取得となるため、育児休業給付受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出が必要となります。

最近のニュースから

遺族補償年金 男女差解消へ

厚生労働省は、労災保険制度の在り方に関する研究会の中間報告書を公表した。遺族補償年金の夫と妻で異なる支給要件の差を解消する意見などがあった。今後、労働政策審議会での議論を経て、早ければ2026年の労災保険法改正を目指す。

不正受給 1,044億円　雇調金コロナ特例

厚生労働省が発表した調査結果によると、2024年度の男性の育児休業取得率は 40.5%（前年度比10.4ポイント増）となり、過去最高を更新した。事業所規模別では、従業員 100 人以上の事業所では取得率が 50%を超え大きく伸びたが、99 人以下の小規模の事業所では40%を下回り、伸び悩んだ。産後パパ育休の取得状況も初めて公表され、取得率は24.5%だった。

男性育休取得 初の４割超え

厚生労働省は、コロナ特例の雇用調整助成金について不正受給額が約 1,044 億 6,000 万円（2025年６月末時点。緊急雇用安定助成金を含む）、支給決定取消件数は 4,820 件となったとの集計結果を発表した。コロナ禍における雇調金支給決定額は、約６兆円だった。延滞金を含めた約 804 億 6,000 万円が回収済みとなっている。

従来の保険証　３月末まで利用可を周知

12月２日から「マイナ保険証」へ完全移行するのに伴い、厚生労働省は、2026年３月末までは従来の健康保険証でも窓口で使用できる特例措置に関する事務連絡を、医療関係団体などに発出した。75歳以上の後期高齢者や国民健康保険の保険証は今夏に期限切れとなっているが、同様の対応を取っている。

～　日本法令　社労士情報サイト　より～